

告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、令和7年3月5日付けで請求のあったかもめ島の道の駅建設の賛否を問う住民投票条例制定についての議会の審議結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月27日

江差町長 照井 誉之介



1 提出議案

議案第1号 かもめ島の道の駅建設計画の賛否を問う住民投票条例の制定について

2 議決年月日

令和7年3月27日

3 審議結果

否 決